



JASDAQ

平成 26 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 平 家 伸 吾 (J A S D A Q ・ コード 9707)
問い合わせ先	執 行 役 員 管 理 本 部 長 寺 坂 淳
電 話 番 号	03 (5413) 8228

当社元役員に対する責任追及の経過に関するお知らせ

平成 25 年 6 月 17 日付け「訴訟の決定（上告審）に関するお知らせ（当社全面勝訴確定）」及び平成 26 年 1 月 15 日付け「訴訟の判決（当社全面勝訴）の確定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社元代表取締役であった神成裕氏及び当社元取締役であった内田喜朗氏に対して損害賠償請求訴訟を提起し、いずれも全面的に勝訴する判決が確定しておりましたが、さらに、上記兩名につき、それぞれさいたま地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、同裁判所より破産手続開始決定が出されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

当社は、当社元代表取締役である神成裕氏及び当社元取締役である内田喜朗氏に対し、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債を引き受けたことに関して当社に生じた損害約 35 億円のうちの一部（神成裕氏に対しては 4 億円、内田喜朗氏に対しては 2 億円）につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟をそれぞれ提起していました。そして、いずれの訴訟についても、当社の全面勝訴が確定しております。なお、各損害賠償請求訴訟における請求額を当社に生じた損害の一部としていたのは、資産状況が不明であったことから回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮したことによるものです。また、平成 26 年 3 月 28 日付け「株主代表訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が請求対象としなかった損害の残額については、上記兩名に対し、株主代表訴訟が提起され、請求を全面的に認める判決が言い渡されて確定するに至っております。

他方で、当社は、当社全面勝訴の確定前から神成裕氏及び内田喜朗氏の資産状況の把握等に努めてまいりましたが、一部の回収が実現したのみに留まっていました。そこで、当社は、当社が上記各損害賠償請求訴訟を提起して責任追及を行った趣旨に鑑み、神成裕氏及び内田喜朗氏の兩名につき、さいたま地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行いました。その結果、同裁判所より、神成裕氏については平成 26 年 8 月 18 日、内田喜朗氏については、同月 19 日に破産手続開始決定が出されました。

当社といたしましては、今後の破産手続の進行を注視しつつ、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

以 上